



同時発表 中国運輸局、九州運輸局

令和 2 年 7 月豪雨  
関 連令和 2 年 7 月 17 日  
自動車局整備課

## 自動車検査証等の有効期間の伸長措置に係る 対象地域の拡大について【第 6 報】

令和 2 年 7 月豪雨災害による被害に伴い、熊本県、鹿児島県、福岡県、大分県、長野県及び岐阜県の一部地域の自動車について自動車検査証、保安基準適合証等及び限定自動車検査証（以下、「自動車検査証等」という。）の有効期間を 8 月 4 日まで伸長していますが、被害の状況にかんがみ、自動車検査証等の有効期間の伸長をする対象地域を拡大することとしました。

### 【拡大地域】

- \* 島根県（江津市）
- \* 佐賀県（鹿島市）
- \* 鹿児島県（垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、大崎町）

1. 令和 2 年 7 月豪雨災害による被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間を伸長していますが、被害の状況にかんがみ、道路運送車両法第 61 条の 2 の規定に基づき、対象地域を拡大することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

また、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証についても同様に、対象地域を拡大することとし、本日、公示しました。

### ○ 対象地域（下線が拡大地域）

島根県（江津市）

佐賀県（鹿島市）

鹿児島県（阿久根市、出水市、伊佐市、長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、大崎町）

## 2. 措置内容

### ◎ 自動車検査証の有効期間の伸長措置について

#### ○ 対象となる自動車

① 島根県の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月13日から同年8月3日までのもの

※ 島根県（江津市）

② 佐賀県の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から同年8月3日までのもの

※ 佐賀県（鹿島市）

③ 鹿児島県の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月4日から同年8月3日までのもの

※ 鹿児島県（阿久根市、出水市、伊佐市、長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、大崎町）

(有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。)

有効期間の満了する日	平成32年8月3日
------------	-----------



#### ○ 伸長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年8月4日まで伸長

#### ○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和2年8月4日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

#### ○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが8月4日を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

◎ 保安基準適合証等の有効期間の延長措置について

○ 対象となる自動車

- ① 島根県の対象地域に事業場を置く指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月13日から令和2年8月3日までのもの

※ 島根県（江津市）

- ② 佐賀県及び鹿児島県の対象地域に事業場を置く指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年8月3日までのもの

※ 佐賀県（鹿島市）

※ 鹿児島県（阿久根市、出水市、伊佐市、長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、大崎町）

○ 延長後の有効期間満了日

保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日を、令和2年8月4日まで延長

◎ 限定自動車検査証の有効期間の延長措置について

○ 対象となる自動車

- ① 島根県の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月13日から令和2年7月27日までのもの

※ 島根県（江津市）

- ② 佐賀県の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月20日までのもの

※ 佐賀県（鹿島市）

- ③ 鹿児島県の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月17日までのもの

※ 鹿児島県（阿久根市、出水市、伊佐市、長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、大崎町）

○ 延長後の有効期間満了日

限定自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年8月4日まで延長

3. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

(自動車検査証、限定自動車検査証の有効期間の伸長関係)

自動車局整備課 高久、太田 TEL : 03-5253-8111 (内線:42427) FAX : 03-5253-1639

(保安基準適合証、保安基準適合標章の有効期間の延長関係)

自動車局整備課 姉川、齋藤 TEL : 03-5253-8111 (内線:42423) FAX : 03-5253-1639

(自動車損害賠償責任保険関係)

自動車局保障制度参事官室 斎藤、曾我部 TEL : 03-5253-8111 (内線:41516)

FAX : 03-5253-1638

(参考1)

自動車検査証の有効期間の伸長措置

対象地域	対象となる 有効期間の満了する日	伸長日
熊本県（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）	令和2年7月4日 ～ 8月3日	
鹿児島県（阿久根市、出水市、伊佐市、長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、大崎町）		
熊本県（荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町）		
福岡県（大牟田市、八女市、みやま市、久留米市）	令和2年7月6日 ～ 8月3日	令和2年8月4日
大分県（日田市、由布市、九重町、玖珠町）		
佐賀県（鹿島市）		
長野県（松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡壳木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡王滝村、木曽郡大桑村、木曽郡木曽町）	令和2年7月8日 ～ 8月3日	
岐阜県（高山市、中津川市、恵那市、飛驒市、郡上市、下呂市）		
島根県（江津市）	令和2年7月13日 ～ 8月3日	

## (参考2) 参照条文

### ○ 道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

### ○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年 法律第85号）（抜粋）

第3条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成11年法律第89号）第7条第3項若しくは第58条第4項（宮内庁法（昭和22年法律第70号）第18条第1項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第12条第1項若しくは第13条第1項の命令若しくは内閣府設置法第7条第5項若しくは第58条第6項若しくは宮内庁法第8条第5項若しくは国家行政組織法第14条第1項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延长期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政手続の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

○ 国土交通省告示第736号（令和2年7月14日）

特定権利利益：道路運送車両法第71条の2第1項の規定に基づく限定自動車検査証の交付

対象者：令和2年7月豪雨に伴って道路運送車両法第61条の2第1項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を伸長する旨の公示（以下「伸長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者

延長後の満了日：伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日

特定権利利益：道路運送車両法第94条の5第1項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付

対象者：伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者

延長後の満了日：伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日

（参考3）自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

○ 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、熊本県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

○ 令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、岐阜県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月8日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

また、大分県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

○ 令和2年7月豪雨災害の被害に伴い、長野県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月8日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

- 令和2年7月豪雨災害の被害に伴い、熊本県及び鹿児島県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。  
また、福岡県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月6日から8月3日までの自動車について、令和2年8月4日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨災害の被害に伴い、熊本県及び鹿児島県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年7月4日から7月19日までの自動車について、令和2年7月20日まで自動車検査証の有効期間を伸長。

(参考4) 島根運輸支局長、佐賀運輸支局長及び鹿児島運輸支局長の公示

(参考4)

# 公示

令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

## 記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により  
4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年7月13日から同年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和2年7月14日国土交通省告示第736号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月13日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和2年7月14日国土交通省告示第736号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月13日から令和2年7月27日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
4. 対象地域  
江津市

令和2年7月17日

中国運輸局 島根運輸支局長

# 公示

令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

## 記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、  
4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年7月6日から同年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和2年7月14日国土交通省告示第736号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和2年7月14日国土交通省告示第736号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月20日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
4. 対象地域  
鹿島市

令和2年7月17日

九州運輸局 佐賀運輸支局長

# 公示

令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

## 記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、  
4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年7月4日から同年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和2年7月14日国土交通省告示第736号）に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（令和2年7月14日国土交通省告示第736号）に基づき、4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月6日から令和2年7月17日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
4. 対象地域  
垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、大崎町

令和2年7月17日

九州運輸局 鹿児島運輸支局長